

掛川市教育委員会訓令乙第1号

掛川市教育委員会職員の勤務時間等の割振りに関する規程（平成17年掛川市教育委員会訓令乙第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

掛川市教育委員会教育長 佐藤 嘉晃

第3条第2項中「掛川市大東学校給食センター及び掛川市大須賀学校給食センター」を「掛川市立みなみ学校給食センター」に改める。

第6条を次のように改める。

（勤務時間等）

第6条 幼稚園に勤務する職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

(1) 日勤

ア 勤務時間 午前8時から午後4時45分まで

イ 休憩時間 勤務時間の途中において園長が指定する60分

(2) 早出A

ア 勤務時間 午前7時45分から午後4時30分まで

イ 休憩時間 勤務時間の途中において園長が指定する60分

(3) 早出B

ア 勤務時間 午前7時から午後3時45分まで

イ 休憩時間 勤務時間の途中において園長が指定する60分

(4) 遅出

ア 勤務時間 午前9時30分から午後6時15分まで

イ 休憩時間 勤務時間の途中において園長が指定する60分

第7条第1項中「第6条第1項から第4項まで」を「第6条」に改め、同条第2項中「第6条第1項、第2項、第3項又は第4項」を「第6条」に改める。

附 則

この訓令乙は、令和5年4月1日から施行する。